

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および **2023 年 3 月末**までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2023 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2023 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2023 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および **2023 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第 156 条第 5 号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者。（平成元年文部省告示第 118 号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、**2023 年 3 月 31 日**までに満 24 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）

<<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 5 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2023 年 3 月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第 7 項」「第 8 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2022 年 4 月 28 日（木）**までに異文化コミュニケーション研究科担当へ問い合わせてください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。

英語以外が母語である者、あるいは、教授言語が英語でない大学を卒業、または大学院を修了した者（見込みも含む）については、TOEFL iBT または IELTS を受験し、スコアを提出できる者。

【TOEFL iBT®Test または IELTS の提出免除申請について】

出身校から、学位を取得した（または取得見込みの）学部や大学院の教授言語が英語である旨の証明書が提出され、研究科による審査で認められれば、TOEFL iBT®Test または IELTS の提出は不要とします。**2022年4月28日（木）**までに異文化コミュニケーション研究科入試担当に証明書（学部長や学科長など役職者が作成し、署名したもの）を提出してください。

※ TOEFL はエデュケーション・テストिंग・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を受けたものではありません。